

○職員の職名に関する規則

昭和44年10月13日
規則 第3号

(職員の職名)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条及び中空知衛生施設組合職員定数条例(昭和55年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号)の規定による本組合の職員の職名は、次に掲げるとおりとする。

事務局長、事務局次長、主幹、副主幹、主査、事務局員

(法令等による職名)

第2条 職名について、法令その他に特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、前条に定める職名の他に別に職名を併せて用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月9日から適用する。

附 則(昭和45年12月21日規則第1号)

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(平成46年6月8日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年9月17日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年5月30日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用するものとする。

附 則(昭和59年11月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用するものとする。

附 則(平成13年12月7日規則第5号)

この規則は、平成13年12月7日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。